

日時	令和8年5月27日(水)	時間	15:00~16:00
場所	北区役所 第一庁舎4階 第二委員会室	出席者	(委員) 9名 (事務局) 2名
議事名 東京都北区特別職報酬等審議会			
<p>会議概要</p> <p>1. 各委員の紹介</p> <p>2. 審議</p> <p>事務局より、「東京都北区特別職報酬等審議会条例第7条」に定める定足数については、9名の委員の出席により会議が成立する旨報告</p> <p>(1) 本審議会運営について</p> <p>①本審議会の公開について</p> <p>原則、非公開とすることで、全委員の意見一致。</p> <p>②議事録の公開について</p> <p>議事録要旨を公開することで、全委員の意見一致。</p> <p>③審議会の運営方針について</p> <p>委員の意見が賛否別れた場合は多数決にて決定することで、全委員の意見一致。</p> <p>(2) 諮問について</p> <p>①選挙管理委員会委員の報酬について</p> <p><b>【事務局説明・提案】</b></p> <p>前回の審議会で提出した資料や議論を踏まえて、月額部分は現在の額の半額程度とし、日額部分は他の審議会、附属機関との均衡を図り、委員長職は20,600円、委員職は18,500円を参考に、併用制の採用をご検討いただきたい。</p> <p><b>【主な質疑や意見】</b></p> <p>(委員) 事例として渋谷区が取り上げられている。選挙管理委員会委員の人数は、どのように決められているのか。</p> <p>(事務局) 委員の人数は、地方自治法で定められている。</p> <p>(委員) 選挙管理委員会委員の選定はどのように行われているのか。また、今回の審議会では委員の選定についても協議するのか。</p> <p>(事務局) 選挙管理委員会委員は、区議会での選挙で決定するため、区側から委員の選定に対して意見を述べることはできない。また、本審議会は、委員報酬額の適否を検討する会議体であり、委員の選任等については協議の対象にはしていない。</p> <p>(委員) 報酬の基準がどこにあるのかわからないが、人口という点からみると渋谷区の方が北区より少ない。一方で、北区の報酬額の方が低いが問題ないか。また、渋谷区では、委員長と委員の日額部分が同額である。北区では差があって良いのか。</p>			

(委員) 区によって財政状況や人口が違うということを交えて検討する必要があるのではないか。

(委員) 人口や財政状況から選挙管理委員会委員の報酬額の水準を導き出すのは難しいと考える。

(委員) 委員長と委員の日額について、北区は差があるのに対して、渋谷区や京都市が委員長と委員が同額なのは何か理由があるのか。

(事務局) 他自治体で委員長と委員の日額が同額となっている理由は確認できていない。一方で、北区では附属機関等の報酬については条例で定めており、委員長職と委員職の職務の違いを踏まえ、報酬額に差を設けている。

(委員) 選挙管理委員長には権限があるのか。

(事務局) 委員長は会を代表して会議に出席するほか、投開票に関する事務では選挙長としての役割や、委員会全体を総括する役割を担っている。

#### 【審議結果】

選挙管理委員会委員の報酬については、月額は今現在の半額程度とし、日額は他の審議会等の単価を踏まえた額としたうえで、月額と日額の併用制を採用するということが全委員の意見一致。

適用開始は現在の委員の任期満了後からと確認。

## ②区長の退職手当について

#### 【事務局説明・提案】

前回までの議論を踏まえて、区長の退職手当の額を引き下げるにあたり、特別区の平均額を目安に引き下げるという方向で試算した。また、区長の退職手当を引き下げた場合に、他の特別職の退職手当との均衡が図られているかを含めて確認し、ご検討いただきたい。

#### 【主な質疑や意見】

(委員) 1期4年を務めた場合の退職手当について検討するということがよろしいか。

(事務局) お見込みのとおりである。

(委員) 区長の退職手当は4年ごとに支払われるということで、積立をしているのか。その場合、減額することで区の予算に影響はないのか。

(事務局) 退職手当は積み立てしているものではない。区の予算規模を踏まえると、区長の退職手当によって財政状況に影響を及ぼすことはない認識している。

**【審議結果】**

区長の退職手当は、特別区の平均程度の額を目安に引き下げる方向で全委員の意見一致。

その他

(委員) 特別職の報酬額は、経済情勢等、様々な環境変化に影響を受けるものであり、他区との均衡を図っていくためにも、引き続き他自治体等の状況の把握に努めていただきたい。また、諮問事項にはないが、区長以外の特別職の退職手当も 23 区内で上位に位置しているため、区長の退職手当の引き下げに合わせて、特別区の平均額程度になるよう検討していくことを区へ求めたい。

(事務局) 他の自治体の状況については、例年 12 月に開催する審議会で報酬月額を調査しており、引き続き資料として示したい。区長以外の特別職の退職手当については、審議会の意見を踏まえ、区長退職手当と同様に特別区の平均額程度になるよう検討を進めていきたい。

3. 答申書(案)(事務局にて答申書(案)の作成、内容確認)

4. 答申 会長から区長に答申書を手渡す。

5. 事務連絡・閉会

次回審議会は、令和 8 年 12 月の開催を予定。